

北朝鮮からの輸入禁止措置等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成三十年七月五日

有田芳生

参議院議長 伊達忠一殿



北朝鮮からの輸入禁止措置等に関する質問主意書

神戸朝鮮高級学校の生徒が本年六月二十八日に修学旅行先の北朝鮮から持ち帰った土産品が関西空港の税関で押収されたとの報道がありました。そこで、北朝鮮からの輸入禁止措置等について以下質問します。

一 過去にも修学旅行で北朝鮮に渡航した朝鮮学校の生徒は土産品を持ち帰っていましたが、北朝鮮からの土産品は、現地で親族からもらったものだと税関で説明すれば押収されないとの運用が行われていたと聞いています。税関においては実際にはどのような運用がなされていたのかお示してください。

二 本件と同様に、北朝鮮から持ち帰った土産品が税関で押収されたことはこれまでありましたか。押収されたことがあれば、その日時、押収した税関のある空港名、押収された者の属性及び押収された品物を具体的に示してください。

三 今後、北朝鮮からの帰国に際し、持ち帰った土産品の取り扱いについてどう税関で対応するのか、政府の方針をお示してください。

右質問する。

